

北石切コミュニティ茶論 会則

Rev.01 (採算上、支援会員も一般利用会員も同額入場料を支払うこととした。)

(名称)

第1条 本会は、北石切コミュニティ茶論と称する。ショートネーム「北石切茶論」ともいう。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、東大阪市の介護予防・日常生活支援総合事業（平成29年度4月より開始）の要支援1・2及び事業対象者を含めた、一般地域住民の親睦、助け合い、子育て支援、児童見守り（アイガードではない。）をも見据えた、地域のつどいの中核場所をつくることを目指し、平成29年1月18日に設立する。

(活動場所)

第4条 本会の活動の場所は、北石切自治会館

(活動・事業の種類)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために種々の活動を行い次の事業を実施する。

- ① 簡単な体操
- ② 趣味・創作・娯楽活動
- ③ 助け合い
- ④ 見守り
- ⑤ その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第6条 本会の会員は、次の5種類とする

- ① 支援会員は、この会の目的に賛同し入会したもので、会を支援する側を希望する人。
- ② 有資格支援会員は、支援会員の中で、東大阪市の定期的開催するサービス従事者研修カリキュラム受講もしくは、介護福祉士、介護職員初任研修修了者の支援会員をいう。(市の総合事業に該当する「通所型つどいサービス」を実施する場合は、一人以上の有資格支援会員が立ち会う義務があります。)上記①と②の会員によって**正会員が構成される。**
- ③ 賛助会員は、この会の事業に賛助するため金銭もしくは、物品、役務、場所を無償で提供する団体及び個人をいう。
- ④ 一般利用会員は、この会の目的に賛同し入会したもので、もっぱらサービス利用を希望する人。
- ⑤ 総合事業対象会員は、東大阪市の総合事業の要支援1・2及びチェックリスト実施によってケアマネージャから該当者と判断された事業対象者をいう。ただし、当会が市の「通所型つどいサービス」に指定されるまで、あるいは、平成29年3月31日まではその対象者であっても一般利用会員と見なす。

(入会)

第7条 提供、利用したい人は、申込書を代表宛に提出する。申込書を提出した時点で参加が可能となる。なお、総合事業対象会員は、市が別途定める書類等を作成することに協力するものとする。

(会費・利用料)

第8条 特に年会費はない。正会員、利用会員及び賛助会員の援助、寄付は拒まない。利用料金は、200円とし、全ての会員が支払うものとします。

(退会)

第9条 会員は、退会届けを会長宛に提出し、任意に退会することができる。会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- ① 本人が死亡したとき
- ② 2年以上参加がない人
- ③ 他に危害を及ぼす恐れがあると会員からクレームがあるとき、協議の上決める。

(役員・世話役)

第10条 本会に次の役員を置く。但し、代表もしくは、副代表は会計を兼務することができる。また、必要な場合、相談役をおくこともできる。

- ① 代表 1名
- ② 副代表 1～2名
- ③ 会計 1名
- ④ 監査役 1名

役員は、正会員の互選により選出する。役員任期は、2年とする。ただし、再選を妨げないが、3期までとする。

(職務)

第11条 各役員は、次の任務を遂行する。

第12条

- ① 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。
- ② 副代表は、代表を補佐し、これに事故のあるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- ③ 会計は、当会の会計を担当し、毎年度末に会計報告書を作成する。
- ④ 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に一度開催するものとする。

但し、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

総会は、以下の事項について議決する。

- ① 会則の変更
- ② 解散
- ③ 事業の変更
- ④ 事業報告および収支決算
- ⑤ 役員を選任または解任、欠員の補充
- ⑥ その他の運営に関する重要事項

総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第16条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

(事業年度)

第17条 本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(自治会館の使用)

第18条 会館の使用については、別途定められた「北石切自治会館規約」に従い運用されるものとする。

(運用マニュアル)

第19条 本会は、目的達成するため、別途運用マニュアルを作成し、相互で助け合いながら活動するものとする。

(会則の発効)

第20条 この会則は、平成29年1月18日から施行する。

附則：平成29年1月18日 第1回北石切コミュニティ茶論の総会を開催し、本会則並び下記の会員が役員として選ばれ、全員一致で承認された。任期は、本日より平成30年3月末日（期末）まで。

記

(原本には押印されています。)

| | | | | | |
|------|------|---|------|----------|---|
| ◆代表 | 北村憲正 | Ⓜ | ◆副代表 | 奥田政子 | Ⓜ |
| ◆副代表 | 友澤正文 | Ⓜ | ◆会計 | 北村憲正（兼任） | Ⓜ |
| ◆監査役 | 高橋紀義 | Ⓜ | ◆相談役 | 佐藤郁雄 | Ⓜ |